事案調書(戦略会議)

審議日 令和4 年 11 月 17 日 案件名 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について 部 ゼロカーボン推進 課 担当者 所 環境経済 内線 X 目的や基本理念において脱炭素社会の実現に向けた姿勢を示すことにより、2050年の脱炭素 事業効果 社会の実現に向けた取組みの加速化を図る。 事業効果 効果測定指標 市域の温室効果ガス排出量 33 施策番号 総合計画との関連 R5 R6 R9 事業効果 331.6 357.4万t 年度目標 万t

審議事項

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について

庁護で決定 したいこと及び 想定(希望)

- ・条例名称の変更
- ・目的規定の改正
- ・気候変動適応策に係る改正
- ・脱炭素社会の定義の追加
- 基本理念の新設
- 青務規定の改正
- ・中小規模事業者による計画作成等に係る規定の改正
- ・建築物の新設等における再生可能エネルギー導入に努めることとする規定の改正
- 市の再生可能エネルギー導入に係る規定の改正
- ・法改正に伴う用語の改正

戦略 会 講

審議結果 (政策課記入)

○原案のとおり承認する。

事案概要

令和元年東日本台風による甚大な被害等気候変動の影響による災害の発生を受けて、さがみはら気候非常事態宣言において2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明するとともに、地域資源を活用した再生エネルギーの導入促進等による2050年脱炭素社会の実現に向けた具体的な道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定している。条例においても脱炭素社会の実現に向けた姿勢を示すため条例改正するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スク	マジュール R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	庁内調整 「庁議 環境経済 部会 パブコメ 議会	施行					

捻出了	する財源概要	1 . 既存 4 . その	の事業を縮小·廃」 也(2. 既存事第	美の終了 3)	. 単年度事	業		
元利償	賞還金(交付税措置	量分を除()							
一般則	才源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
捻出	する財源 2								
	うち任意分								
-	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
	その他								
特一財	地方債								
,_ [国、県支出金								
	うち任意分								
事業質	費(費)								
項目補助		助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
(春)	業経費·財源								(千円

〇必要人工(事業)	実施に当た!)、新たな人員配置で	を求める場合のみ記	3入)				(人工)
項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	Α							
局内で捻出する人工	В							
必要かえて	C-A-B	0	0	0	Λ	Λ	Λ	Λ

局内で捻出する人工概要

	1 III	2 ##	3 PATROLE -W	4 sad-sad	5 990,00 Tab	6 PREMIUM	7 1004-100	8 *****	9 and anten
SDGs 関連ゴールに							0		
(は3つまで)	10 AMBORTH		12 335	13 2000	14 # 15 # 15 # 15 # 15 # 15 # 15 # 15 #	15 #!*** •**	16 TRAGER	17 : 🛞	
				0		0			

日程等	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提	案時期	令和5年3月	定位	例会議	報道/	の情報扱	是供	なし
調整事項	パブリックコメント	あ	(i)	時期	令和	14年12月	議会へ	の情報提	供	部会	令和	14年12月

	事前調整、検討経過等					
調整部局名等	調整內容·結果					
関係課長打ち合わせ会議()	改正内容について[調整済み]					
政策課	事案及び庁議について【調整済み】					
総務法制課	改正内容について(調整中)					

出席課:政策課、総務法制課、財政課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室、こども・若者政策課、 地域経済政策課、都市建設総務室、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、 議会総務課、教育総務室、消防総務課

庁議におけるこれまでの議論

【条例名称について】

- ○(政策課長)名称の変更は、市の姿勢として脱炭素を強調したいという趣旨での変更か。 本市では2050年の脱炭素社会の実現を目指すという点をより強調するために改正するものである。
- ○(政策課長)脱炭素という言葉を条例名称に加えることは一般的か。

他自治体では地球温暖化対策推進という名称が多いが、長野県や横浜市など脱炭素という表現 をしている事例がある。

【中小規模事業者による計画作成等に係る規定の改正について】

○(政策課長)中小規模事業者から提出された計画の概要を公表することと規定するが、公表により 企業に不利益となる恐れはないか。

調整会議の

計画概要の公表は、企業の積極的な取組をPRすることを目的としており、現在も実施している取組である。既存の取組を明文化する改正であり、特段、問題はないと考えている。

主な議論

【市の再生可能エネルギー導入に係る規定の改正について】

○(政策課長)市が建築物を建設する際は、再生可能エネルギーの導入に努めるとの規定について、これは太陽光発電設備を設置するイメージか。また、予算など実現可能性についてどのように考えているか。

太陽光発電設備の導入を想定している。また、必須条件ではな〈努力義務規定であり、可能な限り対応していくこととしている。

【関連する計画などについて】

○(人事·給与課)地球温暖化対策推進計画の見直しに際しても、脱炭素を中心として名称等を改定する想定か。

現在、審議会にて計画改定の審議を行っているところであるが、地球温暖化対策推進計画については、名称変更を想定していない。

(人事・給与課)本条例改正により、関連条例や計画をどう変えていくのか。整理をしておいて欲しい。

(政策課長)本条例には、地球温暖化対策推進基金なども関連すると思われるので、体系図など 資料として加えていただきたい。

11/10の審議

【条例名称について】

〇(財政局長)「地球温暖化対策」は、「脱炭素」の取組も含めた大きな枠組みの考え方であろうと思うが、条例名称を「さがみはら脱炭素社会づくり条例」にすることについて、問題はないか。

審議会からの答申を受け、アナウンスメント効果を期待し、分かりやすい名称したいと考えており、 また、全市一丸となって、脱炭素に取り組むことが重要と考え、原案としている。

(総務局長)アナウンスメント効果や市の姿勢を示すということであれば、新規条例を設置する考えもあったのではないか。タイトルのみの工夫ではアピール効果が期待できないのではないか。

本条例の改正については、現行条例において「低炭素」という文言があり、これを「脱炭素」に改正することや、気候変動適応の内容を加えることを目的に議論を行ってきた経過がある。新規条例の設置については、条例を分けるよりも1つの条例の方が分かりやすいということがあり、条例改正案としている。

(財政局長)本当に「脱炭素」を前面に出した条例名に変更することがよいのか、条例の内容と名称が整合しているかという点について、疑義がある。

(市長公室長)「地球温暖化」という広い意味合いを持った条例名称から、「脱炭素」という狭まった 意味合いの条例名称に改正することで、市の姿勢が後退している印象を持たれる恐れがあるのでは ないか。分かりやすさ、アナウンスメント効果という点を意識することは重要だが、内容と整合してい ない点は問題であろう。再検討をお願いしたい。

決定会議の

【責務規定について】

○(財政局長)市の責務において「自ら率先してこれに取り組み」とあるが、「自ら率先して」という言葉を敢えて入れる必要があるのか、法制執務の観点で確認をしておいてほしい。

主な議論

【条例改正の時期について】

〇(財政担当部長)地球温暖化対策推進法は、令和3年6月に改正されているようだが、なぜ条例改正がこのタイミングなのか、理由を教えて欲しい。

(11/10, 11/14)

本市としては、法改正後、さがみはら脱炭素ロードマップを策定し、これに基づく取組を行ってきた。条例改正は、地球温暖化対策計画の改定と併せて議論を実施する必要があり、全3回の審議会での審議を重ね、現在のタイミングでの提案となった。

11/14の審議

【条例名称について】

○(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)条例名称については、11/10の決定会議でいただいた意見を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた方向性を示すことから「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」としたい。

【市の再生可能エネルギー導入に係る規定について】

○(市長公室長)市は「自ら率先して再生可能エネルギーの導入に努めなければならない」としているが、「努める」という努力義務でよいのか、市の行為なので、もっと前向きな文言に改めることはできないか、法制執務の観点で確認しておいてほしい。

(11/4)



相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について

環境経済局 ゼロカーボン推進課 令和4年11月17日 戦略会議

条例改正の背景

平成10年10月	地球温暖化対策推進法	公布
平成25年4月	相模原市地球温暖化対策推進条例	施行
平成30年6月	気候変動適応法	公布
令和2年3月	第2次相模原市地球温暖化対策計画	策定
	・2050年までに80%削減する、低炭素社	会の実現を目指す
令和2年9月	さがみはら気候非常事態宣言	表明
	・脱炭素社会を目指すことを宣言	
令和2年10月	第203回国会 菅総理所信表明演説におい 目指すことを表明	いて、脱炭素社会を
令和3年6月	地球温暖化対策推進法	改正
サ州の井の万	也坏血吸化剂來推進法	以正
令和3年8月	さがみはら脱炭素ロードマップ	策定

^{・2050}年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、第2次相模原市地球 温暖化対策計画改定までの間、本市の方向性や道筋を示すもの。²

条例改正の背景 ~状況の変化~

世界的に脱炭素社会の実現を目指す中で、本市も脱炭素社会の実現に向けた意思を表明するとともに、その方向性を条例に明示する

- ●国や多くの地方公共団体においても、「脱炭素社会の実現」を 表明している。
- ●脱炭素社会実現のために、今以上に市・事業者・市民等が 一丸となって取り組む必要がある。
- ●気候変動適応法を踏まえ、その考え方につい て明記する必要 がある。

条例改正の項目

1 条例名称の変更

● 市民、事業者等の理解を得ながら取組を加速化するため、アナウンスメント効果も考慮して、アピールできる名称とする。

2 「低炭素社会」から「脱炭素社会」への変更など、目的規定の改正

● 「さがみはら気候非常事態宣言」や「さがみはら脱炭素ロードマップ」で示した方向性を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す内容に改める。(第1条)

3 気候変動適応策にかかる改正

- 気候変動適応に関する定義について、気候変動適応法に準拠した表現に改める。(第2条)
- 地球温暖化対策実行計画に定める事項に、気候変動適応を追加する。(第6条第2項)
- 市として、気候変動適応に関する取組の推進について明示する。(第26条第1項)
- 市民や事業者に対し、気候変動適応の理解を深めるための情報提供等について規定する。(第26条第2項)

4 脱炭素社会の定義の追加

● 脱炭素社会の実現を目指すことを規定するに当たり、地球温暖化対策推進法を踏まえ、脱炭素社会の定義を行う。(第2条)

5 基本理念の新設

● さがみはら気候非常事態宣言の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定する。(第2条の2)

条例改正の項目

6 市、事業者、市民の責務規定の改正

● 基本理念にのっとり、地球温暖化対策の施策を加速し、着実に取組を進めるため、市、事業者、市民の責務規定を改める。(第3条~第5条)

7 中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正

- 中小規模事業者が作成することができる地球温暖化対策計画について、計画の作成を努力義務規定に改める。(第11条第1項)
- 市は計画提出者に対し、指導、助言及び支援等に努めることを規定する。(第11条第5項)
- 事業者の脱炭素化に向けた取組の見える化を図るため、計画書等の概要を市が公表することについて規定する。(第11条第7項)

8 建築物の新設等における再エネ導入に努めることとする規定の改正

● 建築物を新設等しようとする者は再生可能エネルギーの導入などに努めるとともに、市は知識の普及 その他の必要な措置を講ずるよう改める。(第21条)

9 市の再生可能エネルギー導入に係る規定の追加

● 脱炭素社会の実現のため、市は率先して再生可能エネルギーの導入に努めることについて規定する。(第23条第4項)

10 法改正に伴う用語の改正

● 地球温暖化対策推進法の改正内容を踏まえ、「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの 量の削減」に改める。

1. 条例名称の変更

改正の方向性

目的や基本理念に脱炭素社会の実現に向けた方向性を示したことを踏まえ、市民、事業者等の理解を得ながら地球温暖化対策の取組を加速化するため、アナウンスメント効果も考慮して、アピールできる名称とする。



改正案

さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例

とする。

2. 目的規定の改正

改正の方向性

「さがみはら気候非常事態宣言」や「さがみはら脱炭素ロードマップ」で示した方向性を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指すことを明示する。



改正案

第1条

この条例は、地球環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、地球温暖化対策について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図りつつ地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地域資源及び革新的な技術などを活用することにより、脱炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

3. 気候変動適応にかかる改正(1)

改正の方向性

- 1. 気候変動適応に関する定義について、気候変動適応法に準拠した表現に改める。
- 2. 地球温暖化対策実行計画に定める事項に、気候変動適応に関する施策を明示する。

改正案



第2条(2)

地球温暖化対策 <u>温室効果ガスの排出の量の削減</u>並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>」という。)その他の地球温暖化の<u>防止を図るための取組並びに気候変動影響による被害の防止及び軽減その他生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境</u>の保全(以下「気候変動適応」という。)を図るための取組をいう。

第6条

- 2. 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (4) 気候変動適応に関する施策

3. 気候変動適応にかかる改正(2)

改正の方向性

- 1. 市として、気候変動適応に関する取組の推進について明示する。
- 2. 市民や事業者に対し、気候変動適応の理解を深めるために情報提供等を行うことを規定する。



改正案

第26条

- 1. 市は、地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係る被害の防止及び軽減その他気候変動適応に関する取組を推進するものとする。
- 2. 市は、気候変動適応に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

4. 脱炭素社会の定義の追加

改正の方向性

脱炭素社会の実現を目指すことを規定するに当たり、地球温暖化対策推進法を踏まえ、脱炭素社会の定義を行う。



改正案

第2条

1. 脱炭素社会

<u>人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。</u>

5. 基本理念の新設

改正の方向性

さがみはら気候非常事態宣言の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として新設する。



改正案

第2条の2

地球温暖化対策の推進は、気候変動のもたらす影響が誰もが直面している差し迫った危機であることを踏まえ、地域特性に基づく気候変動の影響への適応に取り組むとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、森林の再生等に取り組み、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力し、一丸となって行動するものとする。

6. 市、事業者、市民の責務規定の改正

改正の方向性

基本理念にのっとり、地球温暖化対策の施策を着実に進めるため、市、事業者、市民それぞれの責務規定を改める。

改正案



第3条第1項 市は、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」とい う。)にのっとり、地球温暖 化対策を総合的かつ計画的に 推進するとともに、自ら率先 してこれに取り組み、脱炭素 社会の実現を目指すものとす る。



事業者の責務

第4条第1項 事業者は、<u>基本理念にのっと</u> り、地球温暖化対策の重要性 についての理解を深めるとと もに、その事業活動に関し、 地球温暖化対策のための措置 を自主的かつ積極的に講ずる よう努めなければならない。

市民の責務

第5条第1項 市民は、<u>基本理念にのっと</u> り、地球温暖化対策の重要 性についての理解を深める とともに、その日常生活に 関し、<mark>地球温暖化対策</mark>のた めの措置を自主的かつ積極 的に講ずるよう努めなけれ ばならない。

7. 中小規模事業者による 地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正

改正の方向性

- 1. 中小規模事業者が作成することができる地球温暖化対策計画について、 計画の作成を努力義務規定に改める。
- 2. 市は計画提出者に対し、指導、助言及び支援等に努めるよう改める。
- 3. 事業者の脱炭素化に向けた取組の見える化を図るため、計画書等の概要を市が公表することについて規定する。

改正案



第11条

- 1. 中小規模事業者は、地球温暖化対策を計画的に推進するため、規則で定めるところにより、 その事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>を図る ための計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成<u>するよう努めるものとする。</u>
- 5. 市は、計画提出事業者に対し、当該地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化対策の推進に関し、次に掲げる支援等を行うよう努めなければならない。
 - (1) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する指導及び助言
 - (2)第2項第2号に規定する目標達成のための支援
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置
- 7. <u>市長は、第1項の規定により地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第5項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</u>

8. 建築物の新設等における 再エネ導入に努めることとする規定の改正

改正の方向性

- 1. 建築物を新設等しようとする者は再生可能エネルギーの導入など必要な措置を講ずることに努めるよう改める。
- 2. 市はその者に対し、知識の普及その他の必要な措置を講じるよう改める。

改正案



第21条

- 1. 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築をしようとする者は、当該建築物について、<u>再生可能エネルギーの導入、</u>エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2. 市は、建築物の新築、増築又は改築を行う者に対し、再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの使用の合理化等に関する知識の普及その他の必要な措置を講じるものとする。

9. 市の再生可能エネルギー導入に係る規定の改正

改正の方向性

脱炭素社会の実現のため、市は率先して再生可能エネルギーの導入に努めることについて規定する。



改正案

第23条

4. <u>市は、市が所有する施設の建設及び維持管理、施設で使用する電力及びエネルギーの調達その他事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの導入に努めなければならない。</u>

10. 法改正に伴う用語の改正

改正の方向性

地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの量の削減」に改める。



改正案

第2条

<u>温室効果ガスの排出の抑制</u>並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>」という。)その他の地球温暖化・・・



<u>温室効果ガスの排出の量の削減</u>並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>」という。)その他の地球温暖化・・・

(参考)体系について

地球温暖化対策推進法

(一部抜粋)

【目的】地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、 社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を 促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図 り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与す るとともに人類の福祉に貢献すること。

【定義】「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに 吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防 止を図るための施策をいう。

気候変動適応法

(一部抜粋)

【目的】気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動 適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変 動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の 確保に寄与すること。

【定義】「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害 の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又 は自然環境の保全を図ることをいう。

※2つの法律の要素を一元化

さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例

(再定義)

「地球温暖化対策」

〇緩和策 …温室効果ガスの排出の量の削減 並びに吸収作用の保全及び強化



脱炭素社会の実現

○滴応策 …気候変動影響による被害の防止及び 軽減その他生活の安定、社会及び経 済の健全な発展並びに自然環境の保全



気候変動適応

- 目的や基本理念において、脱炭素社会を目指すこととした。
- 市民、事業者とともにこの脱炭素社会を目指すうえで、その目指す姿がイメージしやすい言葉であることが必要。



条例名称において「脱炭素社会」を表面化

※ 関連する「地球温暖化対策計画」、「地球温暖化対策推進基金条例」の名称は変更しない

今後のスケジュール

令和4年11月

庁議

令和4年12月

部会説明(12月定例会議)

令和4年12月~ 令和5年 1月 パブリックコメントの実施

令和5年 2月

条例改正案提案(3月定例会議)

令和5年 4月

条例施行

事 案 調 書 (戦 略 会 議)

				審議日	令和4 年	11 月	17	日
案件名	(仮称)さがみ	はらみんなのシビック	プライド向上計画の	策定につい	て			
所 管	市長公室	局 区	部 観光・シティプロ モーション	課担当者		内線		
事業効果	事業効果 効果測定指標	計画を策定することによに、本市の魅力を発信でとの協働によるまちつにわたり誰からも住んで・地域への愛着度	するシティプロモーショ がくりが更に推進される で良かったと思われる駅	ンを効果的なとともに、さな魅力あふれる	かつ計画的に推 がみはらファン:	達進すること が増えるこ きすることか	で、市目 とにより	民な 将来
								41
総合計画との関連		・相模原市の認知度(†		530威1て)	,,	_		
総合計画との関連	A STATE OF THE STA	・相保原中の認知及(T	PFに住むZV威化が R5	530 成化)	R6			R9
総合計画との関連	事業効果年度目標				R6		8	

審議事項

庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論

・(仮称)さがみはらみんなのシビックプライド向上計画の策定について

戦略会議

審議結果 (政策課記入)

○継続審議とする。

事案概要

・令和3年4月に施行した「さがみはらみんなのシビックプライド条例」に基づき、「相模原市と関わりのあるみんな」のシビックプライドを高めるとともに本市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進するため、計画を定めるもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

年度 ○事業スケジュール R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 シビックプライド向上計画策定委員会 (令和4年6月~令和5年3月) 若手職員ワーキング (令和4年9月~令和5年3月) オープンハウス (令和4年9月) 庁内調整 (令和4年11月) 実施 内容 議会説明 令和4年12月)

(令和4年12月~令和5年1月)

計画に基づく取組の推進

(令和5年3月)

パブコメ

策定

 ○事業経費·財源								(千円)
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(商工費)								
うち任意分								
国、県支出金								
特財地方債								
その他								
般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税	4 BIT 7	 	室止 2.既存事	 「業の終了 3.単	(在度事)			
捻出する財源概要	4.そ	-)	── 红年度事	業		(人工)
捻出する財源概要	4.そ	の他(発止 2.既存事 を求める場合のみi R5)	上 生年度事 1 R7	₩ R8	R9	(人工) R10
捻出する財源概要 〇必要人工(事業)	4.そ	の他 (<u>、新たな人員配置</u>	を求める場合のみ言) 2 入)			R9	
捻出する財源概要 <u>〇必要人工(事業</u> 項目	4 .その ま施に当たり	の他 (<u>、新たな人員配置</u>	を求める場合のみ言) 2 入)			R9	
捻出する財源概要 <u>〇必要人工(事業</u> 項目 実施に係る人工	4 その 実施に当たり A	の他 (<u>、新たな人員配置</u>	を求める場合のみ言) 2 入)			R9 0	
捻出する財源概要 <u>〇必要人工(事業</u> 項目 実施に係る人工 局内で捻出する人工	4 代 4 その 実施に当たり A B C=A-B	の他 (、 新たな人員配置 R4	を求める場合のみ R5) 尼入) R6	R7	R8		R10
捻出する財源概要 <u>〇必要人工(事業</u> 項目 実施に係る人工 局内で捻出する人工 必要な人工	4 代 4 その 実施に当たり A B C=A-B	の他(、新たな人員配置 R4 0	を求める場合のみ R5) 尼入) R6	R7	R8		R10
捻出する財源概要	を 実施に当たり A B C=A-B 工概要	の他(、新たな人員配置 R4 0	を求める場合のみ言 R5) R6 0 5 200/(中間) 6 1200(中間)	R7	R8	O National Control of the Control of	0 9

日程等	条例等の調整		なし	議会提	案時期	なし		報道	道への情報扱	建供 資料提供
調整事項	パブリックコメント	あり	ı)	時期	令和	04年12月	議会への情	情報提供	部会	

	事前調整、検討経過等
調整部局名等	調整内容·結果
総務法制課	議会への情報提供について
政策課	庁議・意思決定手法について
シビックプライド向上計画策定委員会	8月諮問「(仮称)さがみはらみんなのシビックプライド向上計画の策定について」10月答申
こども・若者政策課	記載の取組について
リニア駅周辺まちづくり課	記載の取組について
リニア事業対策課	記載の取組について
文化振興課	記載の取組について
中央区地域振興課	記載の取組について
スポーツ推進課	記載の取組について

備	考	

庁議におけるこれまでの	മ	の議舗	盒
-------------	---	-----	---

【推進について】

|·本計画の策定により、様々な取組を推進するということなのか。

本計画は、各所属において進められている取組を効果的かつ計画的に発信し、シビックプライドの向上、シティプロモーションの推進に繋げるものである。趣旨がより明確になるよう表現を修正する。 【事業経費について】

調整会議の主な議論

(11/4)

新たに必要とする事業経費はないのか。

これまでの取組を、効果的かつ計画的に発信することが主眼であり、枠内で対応することとして整理している。また、今後考えられる取組についても、関係課とも確認し、新たな事業経費を要する取組はないことを確認している。

【オープンハウス型調査や若手職員ワーキングでの意見について】

・どのような点が反映されているのか。

市の強みや弱みなどの分析、打ち出すべき魅力の整理にあたり、自然は、大きな魅力と捉えられていることや、30代にとっては、子育て環境についても打ち出すべき魅力であること、発信力が不足しているなどの意見があり、こうした意見も踏まえて分析、整理を行った。

【分析について】

・市民の愛着、継続居住意向が高いというのは数値が出ているのか。 市民アンケート調査からは、それぞれ76.8%、82.1%となっている。 【アピールポイントについて】

·この4つに絞ったのはなぜか。

決定会議の 主な議論

SWOT分析では、主に強みと機会を掛け合わせたものを重点的に推進するべきものとされており、 また、関心が高まっている中で、十分に伝えるべき魅力を絞ることが有効であるとの議論を踏まえ、導 き出したものである。

・この説明内容についても案に記述すべきである。 反映する。

【発信手法について】

・取組を年度ごとに細かく決めないのであれば、年度ごとの表現はしなくてもよいのではないか。 修正し、削除する。

【指標について】

・指標について計画期間の途中で検証は行うのか。

シティプロモーション推進本部会議で報告、検証を行うことを想定している。

・令和7年度の数値を検証し、この検証を踏まえて、最終目標に向かうという形がよいのではないか。

 $(11/10 \cdot 14)$

(仮称) さがみはらみんなの シビックプライド向上計画の 策定について

令和4年11月17日(木)戦略会議 市長公室 観光・シティプロモーション課

令和3年4月に施行した「さがみはらみんなのシビックプライド条例」(令和3年相模原市条例第3号)に基づき、本市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるとともに、本市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進するため、計画を策定するもの。

さがみはらみんなのシビックプライド条例

(計画)

第8条 市長は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライド を高める取組を効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます。

- ◆計画の位置付け
- ▶ 市総合計画の部門別計画として位置づけ

◆計画の期間

▶上位計画との整合を図り、令和5年度から9年度 までの5年間とする。

◆既存の計画との関係

未来へつなぐさがみはらプラン(相模原市総合計画・第2次総合戦略)・区別基本計画 相模原市 シティセールス 推進指針 (仮称) (平成20年度~) さがみはら 市民協働 SDGs 統 観光振興 みんなの 推進基本 未来都市 シビック 計画 計画 計画 (令和2年度~ プライド (令和2年度~ (令和2年度 令和9年度) 向上計画 令和9年度) 策定) 相模原市第2次シティ (令和5年度~ 令和9年度) プロモーション戦略 (推進指針を計画的・ 戦略的に推進するもの) (第1次 平成29年度~令和元年度) (第2次令和2年度~令和5年度)

3

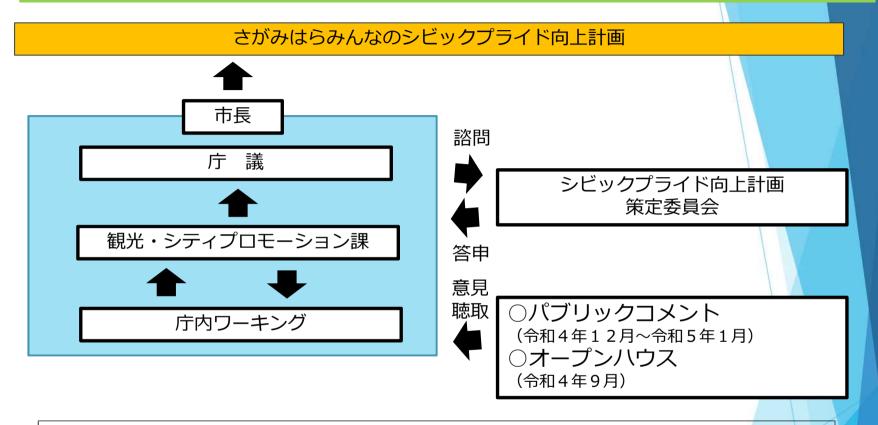
◆持続可能な開発目標(SDGs)と 本計画の関係

SUSTAINABLE GOALS



持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、本計画に関連の深いゴールとしては、シビックプライドの向上は協働によるまちづくりを進めるに当たり根源となる重要な要素であることや、その実現により将来にわたって住んで良かったと思われる魅力あるまちとして持続することができることから、特に目指すゴールとしては、「11住み続けられるまちづくりを」「17パートナーシップで目標を達成しよう」とする。

2 計画策定体制



シビックプライド向上計画策定委員会

- 〇学識経験者、公募市民(2人)、市内公共的団体等の計9人で構成
- ○審議会として規則設置
- 令和4年6月から4回開催

3 計画の構成について

- 第1章 計画の策定に当たって
 - シビックプライドとは
 - 2 計画策定の必要性
 - 相模原市のこれまでの取組
 - 4 計画の位置づけ・計画期間・新たな関連要素
- 第2章 相模原市の現状と課題
 - 転入・転出の状況
 - 2 市民の相模原市に対する認識
 - 3 市外の人の相模原市へのイメージ
 - 4 第2次相模原市シティプロモーション戦略における数値目標と状況
 - 5 オープンハウス型調査における市民意見について
 - 6 若手職員ワーキングにおける検討について
 - 7 まとめ
- 第3章 基本方針•基本施策
 - 基本方針
 - (1) 目標
 - (2) アピールポイント
 - (3) メインターゲット
 - 2 基本施策
- 第4章 計画の推進
 - 発信手法

 - 2 指標 3 推進(推進体制

目標 シビックプライドの醸成、継続居住促進 (相模原市に誇りと愛着を持ち住み続けてもらう) 認知度向上 (相模原市のことを知ってもらう) 転入促進 (相模原市に住んでもらう)

アピールポイント

相模原市の打ち出すべき主な魅力を検討するにあたり、SWOT分析を実施

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	(1)強み(S) 【市民の市への愛着度、継続居住意欲が高い】 【買い物が便利、交通利便性がよい】 【自然が多い】 【JAXA相模原キャンパス】 【子育てしやすいまち】	(2) 弱み(W) 【市を特徴づける明確なイメージが弱い】 【効果的な情報発信が不足している】 【市としての一体感の不足】
外部環境	(3)機会(O) 【宇宙への関心の高まり】 【リニア中央新幹線新駅や相模総合補給廠一部返還地における周辺整備】 【サイクルツーリズムへの関心の高まり】 【アウトドアやマイクロツーリズムへの関心の高まり】 【2021年転入超過(全国第10位)】 【ホームタウンチームの存在】	(4) 脅威(T) 【少子高齢化・人口減少の進行】 【自治体間競争】

アピールポイント

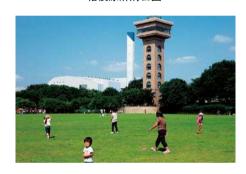
SWOT分析から、アピールポイントを導出

	強み	弱み
機会	「強み(Strength)」×「機会(Opportunity)」 (S)【市への愛着、継続居住意欲】【買い物が便利、交通利便性がよい】【自然が多い】【JAXA相模原キャンパス】【子育てしやすいまち】 ※ (O)【リニア中央新幹線新駅や相模総合補給廠一部返還地における周辺整備】【サイクルツーリズムへの関心の高まり】【宇宙への関心の高まり】【アウトドアやマイクロツーリズムへの関心の高まり】【ホームタウンチームの存在】【2021年転入超過(全国第10位)】 ▼ ・都市の利便性と豊かな自然の両方を享受できるまちをPR ・ホームタウンチームの応援機運の醸成によるさらなる愛着心、継続居住意欲の向上 ・JAXA相模原キャンパスや市立博物館を中心に宇宙を感じられるまちをPR ・子育てしやすいまちをPR	※ (O)【リニア中央新幹線新駅や相模総合補給廠一部返還地における周辺整備】【サイクルツーリズムへの関心の高まり】【宇宙への関心の高まり】【ホームタウンチームの存在】【2021年転入超過(全国第10位)】 ・職員の情報発信能力を高める。(職員研修、スキルを持った職員の配置・登用など) ・関心が高まっている絶好の機会を捉え、アピールする市の魅力を戦略的に絞って、市のブランディングをする。 ・ホームタウンチームの応援機運を高めるなど、さらなる愛着心と継続居
脅威	い】【自然が多い】【JAXA相模原キャンパス】【子育てしやすいまち】 × (T)【少子高齢化・人口減少の進行】【自治体間競争】 ▼ ・多くの市民が市に愛着を持ち住み続けたいと思っており、買い物や	「弱み(Weakness)」×「脅威(Threat)」 (W)【市を特徴づける明確なイメージが弱い】【効果的な情報発信が不足している】【市としての一体感の不足】 × (T)【少子高齢化・人口減少の進行】【自治体間競争】 ▼ ・職員の情報発信能力を高める。(職員研修、スキルを持った職員の配置・登用など) ・関心が高まっている絶好の機会を捉え、アピールする市の魅力を戦略的に絞って、市のブランディングをする。

相模原市の主な魅力として、次のアピールポイントを設定し、あらゆる発信手段を用いて取り組みを推進します。

(1) 【子育てしやすいまち さがみはら】

相模原麻溝公園



冒険遊び場



相模原スポーツ・ レクリエーションパーク





妊娠期から学齢期まで 「子育て ひとつなぎ の安心」

妊娠期も安心

- ○妊娠中の健康診査費用助成
- ○さがみはら子育てきずなLINE

出産も安心

○出産後保健師訪問

乳幼児期も安心

- ○定期的な乳幼児健康診査
- ○子育で広場

学齢期も安心

○特色ある学校教育

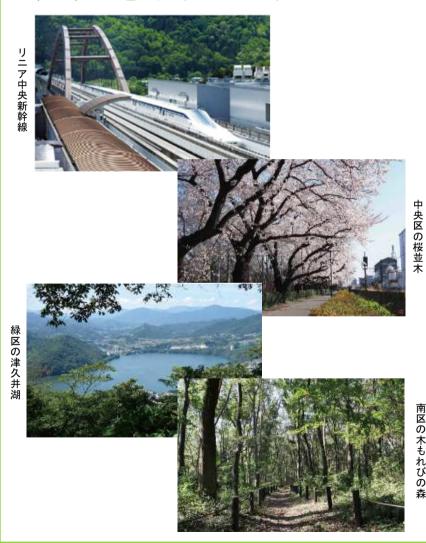
いつでも安心

- 〇子育て支援センター
- 〇子ども食堂、無料学習支援(塾)

子どもがのびのび育つ環境があります。

- 〇児童館、こどもセンター
- ○特色ある公園 など

(2) 【都市と自然のベストミックス さがみはら】



都市の利便性 豊かな自然 どちらも楽しめるまち

都市と自然のベストミックス

○都心から約1時間 都市の利便性と 豊かな自然

大きな将来性

〇リニア中央新幹線の駅設置と まちづくり

豊かな自然

- ○鮎釣り 花火 相模川
- ○神奈川県の水源地
- ○道志川 キャンプ サイクリング
- ○美しい山なみ ハイキング など

(3) 【宇宙を身近に感じられるまち さがみはら】

相模原市では、宇宙を身近に 感じることができます。



宇宙を感じられるまち

〇淵野辺公園周辺から最寄り駅であるJR淵野辺駅周辺までのエリアを中心とした、宇宙を感じられるまちづくり(宇宙に関連した通りの名称、案内用路面シート、発車メロディ「銀河鉄道999」)

宇宙開発の拠点

OJAXA相模原キャンパス

銀河連邦

〇相模原市など5市2町で銀河 連邦を組織

宇宙教育

OJAXAや相模原市立博物館で、 宇宙教育を実施

(4) 【スポーツに親しめるまち さがみはら】











小山公園ニュースポーツ広場



相模原市をホームタウンとするプロチームが 5チームあります。

アメリカンフットボール

○ノジマ相模原ライズ

ラグビー

○三菱重工相模原ダイナボアーズ

サッカー

- ○SC相模原
- ○ノジマステラ相模原

自転車ロードレース

OTeamUkyoSagamihara

特色あるイベント・施設

- 〇ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ (自転車ロードレース)
- 〇小山公園ニュースポーツ広場 (スケートボード等のコース)

メインターゲット(重点対象)

世代

20歳代~30歳代 (シビックプライドの醸成は10歳代以下も含める。)

シティ プロモーション エリア

東京都・神奈川県(相模原市を除く)

基本施策

本市の魅力の発掘・向上と更なる発信

・総合計画に基づく取組及び分野横断的に取り組む重点テーマ(少子化対策等)の着実な推進

・本市が有する都市の利便性やポテンシャル、豊かな自然や歴史・文化などの多様な地域資源を全国に発信する取組の推進

- サイクルツーリズムなど各種ツーリズムの推進
- JAXAを中心とした宇宙を身近に感じられるまちづくりに資する取組の 推進

シティプロモーションの新たな展開

- シティプロモーションの着実な展開
- ・メディアリレーションの取組やSNS活用の推進

市民等多様な主体との協働による取組

・多様な主体が連携・協働をし、地域課題の解決をはじめ、区・地域の個性を生かした魅力的なまちづくり、担い手の育成、参加しやすい環境づくりを推進

5 発信手法について

次の手法により取組みを推進します。

【ホームページ】

市の魅力がア ピールできるよう、 欲しい情報がすぐ 見つけられるよう、 努めます。

【動画配信】

冒頭で興味を引く内容にするなど、 最後まで視聴して もらえる動画づく りに努めます。

【各種SNS 活用】

LINE、Twitter、InstagramなどSNSの効果的な活用を行います。マニュアルの整備、実践的な研修を通じてSNSアカウントの効果的なます。

【メディア リレーション】

【各種広告】

ターゲットエリアや年代層など 様々な条件設定に より媒体を選択し、 広告を行います。

【ファンサイト】

「さがみはらF AN FUN F AN」については 市の魅力をより一 層アピールできる よう、コンテンツ の見直しなどを検 討します。

【イベント】

市内外の人に とって魅力的なイ ベントの開催や、 転入促進につなが るイベントへの出 展を行います。

【紙媒体】

保管しやすく、 繰り返し読みやす い紙媒体による情 報発信についても 引き続き効果的に 活用します。

【新たな媒体の活用】

仮想空間上での PRなど、新たな 媒体の活用につい ても検討が必要で す。

【多様な主体との連携】

市民、地域、団体、学校、企業などそれぞれが相模原市に愛着を持ち、連携して市の魅力を発信します。

6 指標について

▶ 本計画の推進状況や施策の成果を把握し評価するため、総合計画で設定した指標に基づき成果指標を設定

(%)

	成果指標	基準(最終E (令和9 [£]	
対象:20~30歳代の市民市内向け調査	【シビックプライド醸成・継続居住促進】				
	住んでいる地区に愛着を感じている市民の割合 →相模原市総合計画基本計画の指標(全年代対象)	80.	7	85.	0
	住んでいる地区に愛着を感じている市民の割合 →20~30歳代	75.	3	79.	3
	市への「愛着」を感じている市民の割合	76.	5	80.	6
	「共感」を持つ市民の割合	59.	3	62.	5
	「誇り」を持つ市民の割合	49.	3	51.	9
	「継続居住意向」を持つ市民の割合	79.	0	83.	2
	「他者推奨意向」を持つ市民の割合	64.	8	68.	3

6 指標について

			(%)			
	成果指標	基準値 (令和3年度)	最終目標 (令和9年度)			
対象:東京・神奈川在住の20~30歳代市外向け調査	【認知度向上】					
	相模原市の認知度 →相模原市総合計画基本計画の指標	90. 1	95. 0			
	相模原市の資源や施策についての認知度 →何か知っている人の割合	64. 0	67. 5			
	相模原市のイメージ量(イメージ選択肢の総和) →イメージを持っている人の割合	80. 7	85. 1			
	相模原市の訪問魅力度	62. 6	66. 0			
	【転入促進】					
	相模原市への居住意欲度	23. 6	24. 9			

7 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年 11月	庁議
12月	議会への情報提供(総務部会)
令和4年12月 ~令和5年1月	パブリックコメントの実施
3月	策定

1 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について

【環境経済局】

(1)主な意見等

(隠田副市長)11条のところで、中小企業の計画がこれまで任意だったものが、努力義務 化されるということでよろしいか。

(環境経済局長)そのとおりである。

(隠田副市長)そのために市の支援策が具体的に書かれているが、来年度から新たにやる事業はあるのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)既に実施しているが、件数を50件に改めている。 また状況を見ながら、もっと増やす必要があれば増やしていきたい。

(市長公室理事)スケジュールについて伺いたい。今回議会への対応は、12月に部会説明をし、条例改正の議案を3月定例会議に提出するということでよろしいか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)当初の予定については、同じ3月に計画の改定を する予定であったが、現在諮問をしているところであり、遅れている状況である。

(市長公室理事)条例の改正を審議している議会の中で、その改正を受けた計画の改定を 提案するのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)計画の内容が条例ではないので条例で初めに考え 方をお示しする。

(市長公室理事)議決されていない条例に基づいた計画を部会で説明するのか。

○(隠田副市長)本来であれば6月議会で部会説明をやるべきだと思われる。そこは調整すること。

(2)結果

○原案のとおり承認する。

【市長公室】

(1)主な意見等

○ (市長) SWO T分析におけるマイナス要因である内部環境の効果的な情報発信が不足しているなど、市としての一体感の不足について、具体的にはどのような内容か。

(観光・シティプロモーション課長)情報発信については、例えば、SNS等アカウントを持っている組織が多いが、その特性を理解して効果的に使いきれていないということがあり、現在研修を行いながら、スキルの向上に努めているところである。また、これから市のホームページの見直しを予定しており、市がPRしているということがわかるような作りにする。そういったところが弱いという意見が出ている。

- ○(市長)どこからの意見であるか。
 - (観光・シティプロモーション課長)主には、庁内の若手ワーキングで出た意見である。SNSの研修の中でも、例えば、ツイッターやインスタグラムなどあるが、それぞれの特性を活かしきれていないという意見もアンケートで出ている。
- ○(市長)総合メディア戦略推進課、広聴広報課、観光・シティプロモーション課が連携して、前より大分強くなった印象はあるがまだ弱いということか。
 - (観光・シティプロモーション課長)各課連携し、研修なども実施しており、引き続き強力に連携して進めていく。ただし、一体感の不足として、例えば、南区の方と緑区の方がそれぞれのことをよく知らない部分があるということがオープンハウスでも意見があり、弱みとして記載した。
- ○(市長公室理事)全体を説明いただき、シビックプライドとシティプロモーションとが一緒に検討されているというように受け止めた。シビックプライドとシティプロモーションは融合できるものなのか。

(観光・シティプロモーション課長)ここは策定委員会の中でも議論となったが、これまでの取組の経過として、有識者も含めて議論する中では、インナープロモーションという考え方があり、シビックプライドの醸成については、庁内の職員はもちろんのこと、市民自らが本市の良いところを認知し、行政主体ではなく、市民自らが外に向かって発信していく。そういう意味では、まず、市民に対して、インナープロモーションをすることで、自分たちの市に対するシビックプライドというものを持っていただき、それを市外に発信する。市民と一緒に発信していくことで、シビックプライドとシティプロモーションとが循環するようなイメージで進めており、そういう意味では、一連の取組の中に入っている。

(市長公室理事)質問の意図として、私も個人的に話を聞いた事があるが、多くの自治体で、シティセールスやシティプロモーションとシビックプライドを融合させて考えるのは間違いであり、本質的に違うものだと断言されていた。そのため、さがみはらみんなのシビックプライド条例はそういう視点ではなく、より市民一人ひとりが愛着を持ち、シビックプライドを醸成するという視点の中で作られたと思っている。シビックプライド向上計画策定委員会に諮問した際に、有識者から意見はなかったか。

(観光・シティプロモーション課長)今は、先ほど説明したように市民が自ら愛着を持って発信をすることで、外に対してもシティプロモーションが展開されるという考えが 主流だという議論であった。

○(市長公室理事)シビックプライドという部分と、シティプロモーションというのは、本来向いている方向が違う。市民自らが本市を誇りに思える部分や、良い部分を見つけてもらうというのは、まさにシビックプライドの領域である。しかし、そこから外に対して発信すると言った時に、それはシビックプライドの領域から外れてしまう。今回こういう形で一つのものとして出てきていることに対して違和感がある。シビックプライドならシビックプライドの案であろう。一人ひとりの市民が相模原市に誇りを持ち、又は相模原市に

関わりのある市外の方含めて相模原市は良いところだという思いを持つことは、シビックプライドの醸成である。しかし、それを外に向かって、こんなに良いところだと発信するのは、それはシビックプライドの醸成ではなく、あくまでも外向けの広報の話である。

(観光・シティプロモーション課長)確かに対外的なプロモーションが主になるが、インナープロモーションという考え方がある。

○ (市長公室理事)対象世代が20代30代で相模原市民だというのであれば分かる。しかし、資料には対象エリアとして東京都が出てくる。これはどういうことか。

(観光・シティプロモーション課長)これについては、転入転出の主なエリアを調べると、東京都と県内が圧倒的に多いということを根拠に、第2次シティプロモーション戦略のときから対象を東京都と神奈川県にしている。

(市長公室理事)本計画はシティプロモーションとシティセールスのことを言ってない。この第2次シティプロモーション戦略というのは、まさにタイトル通りシティプロモーションのことを言っており、シビックプライドのことではない。シビックプライド条例を設置し、本計画を策定するのに、シティプロモーションに軸足を置いたようなものになっていないか。

(観光・シティプロモーション課長)シティセールス推進指針と、第2次シティプロモーション戦略の両方にシビックプライドに関する記載があるため、新たにシビックプライド向上計画を策定するにあたり、シビックプライドに重きを置いた計画を統合した。

(市長公室理事)統合はよいが、発信の部分が強すぎる。シビックプライドとして何を やるのかが見えてこない。

(観光・シティプロモーション課長)シティプロモーションの推進本部があり、全体の 取組はそこで進行管理を行う。市民に向けても市外に向けても発信というところについ ては、主な取組が当課と広聴広報課、総合メディア戦略推進課が中心となる。発信機能 を強化しながら、進めていきたいと考えている。

○(市長公室理事)それはそれでよいが、例えば庁内の各組織がそれぞれの業務の中で、市 民のシビックプライドの醸成を図るという姿勢が見えてこない。そこが疎かになっている のではないか。発信だけに軸足を置いているように見える。

(観光・シティプロモーション課長)それについては当課も課題と認識しており、取り 組んでまいりたい。

- ○(森副市長)説明聞いて、シティプロモーションの推進計画かと感じた。このシビックプライド向上計画の中で、市民がシビックプライドを高めることについて、考えるきっかけになるかというと少し違うように感じる。
- 〇(隠田副市長)メインターゲットとして、20代から30代とあるが、これは何のメインターゲットであるのか。そもそもシビックプライドを向上させるというのは、条例上は全市民である。この20代から30代というのは、向上させることを特に狙った世代ということか。

(観光・シティプロモーション課長)シビックプライドに関しては、10代以下の子供 も対象に含めている。

(隠田副市長)では、この20代から30代とは何か。

(観光・シティプロモーション課長)市内に関してはシビックプライドの醸成のメインターゲットであるが、市外に対しては、シティプロモーションの対象にもなる。

(隠田副市長)先ほども市長公室理事から意見があったが、市民に対する行政計画において、この計画のメインターゲットが20代から30代の市外の住民というのは理屈が合わないのではないか。

(財政担当部長)条例を確認しているが、相模原市のみんなのシビックプライド条例の 8条には、「市長は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を 効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます。」とある。この定義の「相模原市と 関わりのあるみんな」というのは、相模原市内に居住し、通学し、若しくは通勤する 人、相模原市と何らかのつながりがある人又は相模原市に関心のある人と定義している ので、市外の人も含めたシビックプライドの向上についても、この計画に定めるという 説明で良いのではないか。

(観光・シティプロモーション課長)そのように考えている。

○(森副市長)メインターゲットというと、何か違うのではないか。移住促進を狙うのであれば、これでよいかもしれないがいかがか。

(市長公室長)表現については考える。シビックプライドに特化するような表現とさせていただく。

○(市長公室理事)確かに検討委員会の中では様々な議論があるため、それはそれで尊重しなければならないが、やはり唐突にシティプロモーションが色濃く出てきている。これは多くの方が感じるところである。

(観光・シティプロモーション課長)本計画は見え方が非常に重要な計画だと考えており、市民が見て、相模原市はこういうところが魅力なのだと感じてもらいたい。そういう計画であることから、ご意見を踏まえて修正させていただく。

- ○(教育長)子供たちが本市で学んでよかったと思い、もし進学や就職で他の市に行って も、またこのまちに戻ってきて、本市で子育てしたいと思ってもらえるような教育をした いというような話を聞いたことがある。これもシビックプライドであると思う。
- (市長公室理事)計画本編についても、シビックプライドの醸成・継続居住促進、認知度 向上、定住促進の記載の次に、唐突にアピールポイントが記載されている。

(財政局長)調整が必要ではないか。

(隠田副市長)様々意見が出ており、修正をお願いしたい。

(2)結果

○継続審議とする。

以上